

一般社団法人日本教育社会学会定款（案）

第1章 総 則

（名称）

第1条 この法人は、一般社団法人日本教育社会学会と称する。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

（目的及び事業）

第3条 この法人は、教育社会学の発展と普及を期し、会員相互の研究上の連携を図ることを目的とする。この目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 教育社会学の普及及び振興に係る事業
- (2) 会員の研究の促進、連絡及び有志会員の共同研究
- (3) 機関誌その他刊行物の刊行
- (4) 年次研究大会及び研究集会の開催
- (5) 国内外における関連学術団体との連絡・連携
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- (7) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

2 前項の事業は日本国内及び海外において行うものとする。

第2章 会 員

（会員）

第4条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 団体会員 この法人の目的に賛同して入会した組織・団体
- (3) 名誉会員 この法人に特別の功労のあった者

2 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下では「法人法」という。）に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様にこの法人に対して行使することができる。

- (1) 同法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 同法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 同法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 同法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
- (5) 同法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
- (6) 同法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 同法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）

(8) 同法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

（入会）

第5条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みを行い、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、名誉会員は、代議員総会の同意を経て会長が選任する。

（入会金及び会費）

第6条 会員は、代議員総会において定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（退会）

第7条 会員は、理事会において定める退会手続により、任意に退会することができる。

（除名）

第8条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、代議員総会の議決によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の除名するべき正当な事由があるとき

（会員資格の喪失）

第9条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 第6条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき
- (3) 会員である組織又は団体が解散したとき
- (4) すべての代議員が同意したとき

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

第10条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務を免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品を返還しない。

第3章 代議員

（代議員の設置及び定数）

第11条 この法人は、30名以上70名以内の代議員をもって、法人法に定める社員とする。

（選任等）

第12条 代議員は、正会員の中から選出する。代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な規則は代議員総会において定める。

2 前項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

(職務)

第13条 代議員は、代議員総会を組織し、法人法及びこの定款に定める事項を審議し議決する。

(任期)

第14条 代議員の任期は、選出の2年後に実施される代議員選挙の終了の時までとする。ただし、代議員が代議員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え(法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条)を提起している場合(法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は代議員たる地位を失わない。なお当該代議員は、第18条第1項第3号及び第6号に関する議決権は有しないこととする。

2 補充又は増員により選出された代議員の任期は、前任者又は現在者の残任期間とする。

3 代議員は、連続3期まで再任を妨げない。

(代議員名簿)

第15条 この法人は、代議員名簿を作成して主たる事務所に備え置くものとし、代議員名簿をもって法人法第31条に規定する社員名簿とする。

2 当法人の代議員に対する通知又は催告は、代議員名簿に記載した住所にあてて行うものとする。

(報酬)

第16条 代議員は、無報酬とする。

第4章 代議員総会

(構成及び種類)

第17条 代議員総会は、すべての代議員をもって構成する。

2 前項の代議員総会をもって法人法上の社員総会とする。

3 代議員総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

4 代議員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に定時代議員総会を開催するほか、必要がある場合に臨時代議員総会を開催する。

(権限)

第18条 代議員総会は、次の事項について決議する。

(1) 入会の基準並びに会費の金額

- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 各事業年度の事業計画及び予算
- (5) 各事業年度の事業報告及び決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 合併、事業の全部又は事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において代議員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、代議員総会で決議するものとして法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(招集)

第19条 代議員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、代議員の総員の同意があればその招集手続を省略することができる。

2 代議員総数の議決権の10分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、代議員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、代議員総会招集の請求をすることができる。

3 前項の請求があった場合には、その日から30日以内に臨時代議員総会を開催するものとし、会長はその旨の招集通知をしなければならない。

(議長)

第20条 代議員総会の議長は、当該代議員総会において代議員の中から選出する。

(決議)

第21条 代議員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を有する代議員の過半数が出席し、出席した代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、代議員総数の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第22条 代議員総会に出席できない代議員は、他の代議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、当該代議員又は代理人は、代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。

2 前項の代議員又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、この法人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該代議員又は代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

(書面による議決権の行使)

第23条 代議員総会の議決権の書面による行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法務省令で定める時まで当該記載をした議決権行使書面をこの法人に提出して行う。

(電磁的方法による議決権の行使)

第24条 代議員総会の議決権の電磁的方法による行使は、政令で定めるところにより、この法人の承諾を得て、法務省令で定める時まで議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法によりこの法人に提供して行う。

(議決及び報告の省略)

第25条 理事又は代議員が、代議員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の代議員総会の議決があったものとみなす。

2 理事が代議員の全員に対し、代議員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を代議員総会に報告することを要しないことについて、代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の代議員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第26条 代議員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長のほか代議員総会に出席した代議員の中より選定された2名の議事録署名人が、これに署名又は記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設定等)

第27条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上30名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち1名を会長、2名以内を常務理事とする。

3 会長をもって法人法上の代表理事とする。理事のうち2名以内を法人法第91条第1項第2号の業務を執行する理事（以下「業務執行理事」という。）とすることができる。

(選任等)

第28条 理事及び監事は、理事会において定める役員候補者選出規則に従い、代議員総会の議決によって選任する。

2 会長、常務理事、業務執行理事は、理事会の議決によって選定する。

(理事の職務)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。会長に事故あるときは、予め理事会が決定した順序により、理事が職務を代行する。

3 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第31条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員総会の終結の時までとし、連続3期まで再任を妨げない。ただし、補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、代議員総会の議決により理事の任期を短縮することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、会長の任期は連続2期まで再任を妨げない。

(役員 の 損害賠償責任の免除)

第32条 この法人は、法人法第114条第1項の規定により、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(外部役員 の 責任限定契約)

第33条 この法人は、法人法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。なお、責任の限度額は、法人法第113条第1項の規定による最低責任限度額とする。

(顧問)

第34条 この法人に若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を経て会長が任免する。

3 顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べるることができる。

4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第35条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 代議員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、常務理事及び業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(種類及び開催)

第37条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって会長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき

(招集)

第38条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び法人法第101条第3項の規定に基づき監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第3項第2号又は法人法第101条第2項に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

3 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、常務理事が理事会を招集する。

4 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的その他必要な事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、理事会の日の1週間前までに、各役員に対してその通知を発しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事会は、役員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることをなく開催することができる。

(議長)

第39条 理事会の議長は、常務理事が交代でこれに当たる。常務理事に事故等による支障があるときは、その理事会において、出席した理事の中から理事会が議長を指名する。

(決議)

第40条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(決議の省略)

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(報告の省略)

第42条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、法人法第91条2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事が、これに署名又は記名押印しなければならない。

第7章 事務局

(事務局)

第44条 この法人は、事業を実施し事務を処理するために、事務局を設置する。

- 2 事務局には事務局長及び所要の事務局員を置く。
- 3 事務局には所要の職員を置くことができる。
- 4 事務局長、事務局員及び重要な職員は、理事会の同意を経て会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

第8章 委員会

(委員会)

第45条 この法人は、必要に応じて各種の委員会を設置することができる。

- 2 委員会の設置及び廃止は、理事会の議決により行う。
- 3 委員会の設置及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

第9章 支部及び分会

(支部及び分会)

第46条 この法人は、事業を実施するために、支部及び分会を設置することができる。

- 2 支部及び分会の設置及び廃止は、理事会の議決により行う。
- 3 支部及び分会の設置及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

第10章 資産及び会計

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までとする。

(会計原則)

第48条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従う。

(事業計画及び収支予算)

第49条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の議決を経て、代議員総会の承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第50条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、代議員総会に報告し承認を受けなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第51条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(公告)

第52条 この法人の公告は電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

(基金)

第53条 この法人は、代議員又は第三者に対し、基金の拠出をもとめることができる。

(基金の拠出者の権利)

第54条 この法人に拠出された基金は、この法人が解散する時まで返還しない。

(基金の返還に関する手続)

第55条 この法人の基金は、定時代議員総会において返還すべき基金の総額について決議を経た後、理事会が議決したところに従って返還する。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第56条 この定款は、代議員総会の議決によって変更することができる。

(解散)

第57条 この法人は、代議員総会の議決その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第58条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、代議員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 雑 則

(委任)

第59条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(法令の準拠)

第60条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、この法人の成立する日から令和〇年7月31日までとする。
- 3 この法人の設立時の社員は、第12条第1項の規定にかかわらず、設立後の最初の代議員選挙において代議員に選出されたものとする。
- 4 この法人の設立時の役員の任期は、第29条第1項の規定にかかわらず、設立当初の事業年度に関する定時代議員総会の終結の時までとする。
- 5 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は以下の者とする。

設立時理事 WWWW、XXXX、YYYY

設立時代表理事 WWWW

設立時監事 ZZZZ

6 この法人の設立時社員の氏名及び住所は以下の通りである。
住所 ○○○○
氏名 ○○○○
住所 ○○○○
氏名 ○○○○

以上、一般社団法人日本教育社会学会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に署名又は記名押印する。

令和○年○月○日

設立時社員 ○○○○ (印)

設立時社員 ○○○○ (印)

一般社団法人日本教育社会学会会則（案）

第1章 総 則

（総則）

第1条 一般社団法人日本教育社会学会（以下では「本会」という。）の組織及び運営は、定款に定めるところによるほかは、この会則によって行う。

（英文名称）

第2条 この学会の英文名称は、The Japan Society of Educational Sociologyとする。

（主たる事務所の所在地）

第3条 定款第2条に定める主たる事務所の所在地は、〒170-0002 東京都豊島区巣鴨1-24-1-4F（株）ガリレオ 学会業務情報センター 東京オフィス内とする。

2 主たる事務所の所在地が変更されるときは、理事会は、その旨及び変更後の所在地を、本会会員に速やかに通知しなければならない。

第2章 会 員

（入会及び仮会員）

第4条 個人は、本会会員1名以上の推薦を受けて入会申込書を提出し、理事会の承認を経ることによって本会の正会員となることができる。

2 正会員の中に、一般会員、院生会員、留学生会員の区分を設ける。各区分の要件は理事会において定める。

3 組織及び団体は、第1項の要件を満たすことによって本会の団体会員となることができる。

4 入会申込書の審査により、本会の会員として相応しいと判断されたとき、理事会の承認がなされるまでの間、入会申込書を提出した者及び組織・団体は仮会員とする。仮会員の資格等については理事会が別に定める。

(会員の権利)

第5条 本会の会員は、年次研究大会に参加し、機関誌又は研究集会において、その研究の成果を発表することができる。ただし、理事会が定める内規に違反したときはこの限りでない。

(再入会)

第6条 定款第9条第1項第1号の事由により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、滞納した会費等の全額を納入しなければならない。

第3章 事務局

(構成)

第7条 本会の事務局には、事務局長1名及び事務局次長1名を置く。

2 事務局には次の部を置く。

- (1) 企画部
- (2) 会計部
- (3) 広報部
- (4) 年次研究大会支援部
- (5) 会員管理部
- (6) 教育部

3 事務局及び各部の職務に関する規程は別に定める。

4 第2項の事務局各部には、部長1名及び副部長並びに部員若干名を置く。

5 事務局長及び各部部長は、理事の中から会長が指名し、理事会の同意を経て委嘱する。

6 事務局次長及び各部副部長並びに部員は、正会員の中から会長が指名し、理事会の同意を経て委嘱する。

7 事務局を構成する者の任期は、定款第29条に定める理事の任期に同じとする。

第4章 委員会

(設置)

第8条 本会に次の委員会を置き、委員会は各号に定める業務を行う。

- (1) 編集委員会 機関誌の編集・刊行
- (2) 研究委員会 会員の研究活動に資する活動及び課題研究の構成等
- (3) 国際委員会 学会の国際化に資する活動及び国際交流活動等
- (4) 学会賞選考委員会 日本教育社会学会奨励賞各賞の選考

2 前項に掲げる委員会の職務に関する規程は別に定める。

(委員構成)

第9条 編集委員会、研究委員会、国際委員会には、それぞれ委員長1名、副委員長2名を置く。学会賞選考委員会には、委員長1名、副委員長1名を置く。

2 編集委員会、研究委員会、国際委員会の各委員長は理事の中から会長が指名し、学会賞選考委員会の委員長は正会員の中から会長が指名して、理事会の同意を経て委嘱する。

3 編集委員会、研究委員会、国際委員会、学会賞選考委員会の各副委員長及び各委員は、当該委員長が正会員の中から指名し、理事会の同意を経て会長が委嘱する。

(特別委員会)

第10条 本会の運営上必要があるときは、理事会が発議し、代議員総会の承認を経て、予め設置期間を限定した特別委員会を設けることができる。

2 緊急を要するなど特別な事情があるときは、理事会の議決により特別委員会を設けることができる。その場合は最も早く開催される代議員総会において経過を報告し、その承認を得るものとする。

(特別委員会の委員構成)

第11条 前条に基づいて設置される特別委員会には、委員長1名を置く。その他の委員の構成は理事会が定める。

2 特別委員会の委員長は理事の中から、その他の委員は正会員の中から、それぞれ会長が指名し、理事会の同意を経て委嘱する。

(任期)

第12条 編集委員会、研究委員会、国際委員会、学会賞選考委員会を構成する者の任期は、定款第31条に定める理事の任期に同じとする。

2 特別委員会を構成する者の任期は、当該委員会の設置期間内とする。ただし、定款第31条に定める理事の任期を超えないものとする。

第5章 雑 則

(会則の改正)

第13章 この会則の改正は、理事会の議を経て、代議員総会の承認を得て行う。

附 則

- 1 本会則は昭和25年11月23日から施行する。
- 2 変更後の本会則は昭和60年10月6日から施行する。
- 3 変更後の本会則は平成9年10月12日から施行する。
- 4 変更後の本会則は平成11年10月4日から施行する。
- 5 変更後の本会則は平成12年9月18日から施行する。
- 6 変更後の本会則は平成15年9月22日から施行する。
- 7 変更後の本会則は平成19年9月24日から施行する。
- 8 変更後の本会則は平成20年9月22日から施行する。
- 9 変更後の本会則は平成22年9月20日から施行する。
- 10 変更後の本会則は平成23年9月24日から施行する。
- 11 変更後の本会則は平成25年9月21日から施行する。

- 12 変更後の本会則は平成26年9月13日から施行する。
- 13 変更後の本会則は平成29年10月21日から施行する。
- 14 変更後の本会則は平成30年9月3日から施行する。
- 15 変更後の本会則は2019年9月12日から施行する。
- 16 変更後の本会則は20〇年〇月〇日から施行する。

一般社団法人日本教育社会学会代議員選挙規則（案）

（総則）

第1条 一般社団法人日本教育社会学会（以下「この法人」という。）定款第12条にもとづく代議員の選挙は、定款に定めるところによるほかは、この規則によって行う。

（選挙事務）

第2条 選挙事務を管理するため、この法人に選挙管理委員会を置く。

2 選挙事務に関して必要な事項は、定款及びこの規則に定めるもののほかは、理事会が定める。

（選挙管理委員会）

第3条 選挙管理委員会は、委員長1名、委員4名により組織する。

2 委員長及び委員は、この法人の代議員、役員、各種委員会委員、及び事務局員を除く正会員のうちから会長が選定し、代議員総会の承認により決定する。

3 委員長は委員会を代表し、会務を統轄する。

4 委員会は、組織する者の過半数が出席しなければ開くことはできない。ただし、欠席する場合、出席する委員に委任することができる。

5 委員長及び委員の任期は、選挙によって代議員となった者の任期終了日までとする。

6 選挙管理委員会の権限に属する事務の処理は、学会事務局会員管理部があたる。

（選挙権・被選挙権）

第4条 選挙権及び被選挙権を有する者は、選挙が行なわれる学会年度（以下では「選挙年度」という。）の4月30日（以下では「確認日」という。）において、退会的意思を示していない正会員であり、所属機関もしくは自宅の住所が登録されている者で、確認日において選挙年度及び前年度の会費を納入している者（以下では「有権会員」という。）とする。ただし、選挙年度まで連続3期にわたって代議員をつとめている者は被選挙権を有しない。

（選挙区）

第5条 代議員は、選挙区に属する有権会員の互選により選出する。

2 選挙区の決定は、事務局所管の正会員登録簿により、選挙年度の確認日における有権会員の所属機関の住所によって、その記載がないときは自宅の住所によって行う。

3 選挙区は、北海道区、東北区、関東甲信越区（東京都を除く）、東京区、中部区（三重県を含む）、近畿区、中四国区、九州区（沖縄県を含む）とし、外国の住所は東京区とする。

（選挙区の代議員定数）

第6条 選挙区の代議員定数は、選挙年度の確認日における有権会員の数に応じて、別表により定める。

（投票方法）

第7条 投票は無記名とする。電子投票によって行うことを常例とし、代議員総会が開催される日の30日以前に完了するものとする。

2 投票の単記、複記の別及び連記数は別表により定める。

（当選人の決定）

第8条 投票の効力は、別に定める細則にもとづき選挙管理委員会が判定する。

2 各選挙区の有効得票数が上位の者から代議員定数までを当選人とする。

3 有効得票数が同数のため、当選人と次点が区別できないときは、選挙管理委員の立ち会いのもとに、選挙管理委員長が抽選を行って当選人を決定する。

4 選挙管理委員長は、当選人に対して、書面又は電磁的方法により代議員就任の承諾を求めるものとする。

5 当選人から、病気、長期海外出張などやむを得ない事由により代議員就任の承諾が得られない場合は、第2項、第3項の規定に従って順位を繰り上げて当選人を決定し、第4項の手続きをとるものとする。

6 第4項の承諾を得た者を代議員とする。

（代議員の氏名等の報告）

第9条 選挙管理委員長は、代議員が確定後1週間以内に、代議員の氏名及び所属機関を選挙区別に氏名の50音順に整理し、書面又は電磁的方法により会長に報告しなければならない。

（選挙管理委員会への委任）

第10章 この規則に定めるもののほか、選挙実施及び当選人確定に必要な事項は、選挙管理委員会が決定する。

（選挙規則の改正）

第11章 この規則の改正は、理事会の議をへて、代議員総会の承認を得て行う。

附則

1 この規則は、○年○月○日から施行する。

2 この法人の設立後の最初の選挙管理委員会は、第3条第2項の規定にかかわらず、設立時社員による社員総会の承認によって決定する。

別表（第6条、第7条関係）

有権会員の数	代議員定数	単記、複記の別及び連記数
10～19名	1名	単記
20～39名	2名	2名連記
40～69名	3名	同上
70～99名	4名	同上
100名～129名	5名	3名連記
130名～159名	6名	同上
160名～199名	7名	4名連記
200名～239名	8名	同上
240名～279名	9名	5名連記
280名～319名	10名	同上
320名～359名	11名	6名連記
360名～399名	12名	同上
400名～439名	13名	7名連記
440名～479名	14名	同上
480名～519名	15名	8名連記
520名～559名	16名	同上

一般社団法人日本教育社会学会役員候補者選出規則（案）

（総則）

第1条 一般社団法人日本教育社会学会（以下では「この法人」という。）定款第28条にもとづく役員を選任は、この規則により選出された者を候補として行うものとする。

（選出数・選出方法）

第2条 会長候補者1名、理事候補者（以下では「選挙理事候補者」という。）9名及び監事候補者2名を、代議員の互選により選出する。

2 選出された会長候補者及び選挙理事候補者は、協議のうえで、10名以内の理事候補者（以下では「推薦理事候補者」という。）を代議員又は正会員から選出することができる。

3 推薦理事候補者の選出は、遅滞なく行われなければならない。

（選挙事務）

第3条 選挙事務を管理するため、この法人に選挙管理委員会を置く。

2 選挙事務に関して必要な事項は、定款及びこの規則に定めるもののほかは、理事会が定める。

(選挙管理委員会)

第4条 選挙管理委員会は、委員長1名、委員4名により組織する。

2 委員長及び委員は、この法人の代議員、役員、各種委員会委員、及び事務局員を除く正会員のうちから会長が選定し、理事会の承認により決定する。

3 委員長は委員会を代表し、会務を統轄する。

4 委員会は、組織する者の過半数が出席しなければ開くことはできない。ただし、欠席する場合、出席する委員に委任することができる。

5 委員長及び委員の任期は、選挙及び代議員総会の議決により役員となった者の任期終了日までとする。

6 選挙管理委員会の権限に属する事務の処理は、学会事務局会員管理部があたる。

(選挙権・被選挙権)

第5条 選挙権及び被選挙権を有する者は、この法人の代議員とする。ただし、選挙が行なわれる学会年度まで連続3期にわたって役員をつとめている者は被選挙権を有しない。

(投票方法)

第6条 投票は無記名とする。電子投票によって行うことを常例とし、代議員総会が開催される日の30日以前に完了するものとする。

2 会長候補者及び監事候補者の投票は単記、選挙理事候補者の投票は4名連記とする。

3 会長候補者、選挙理事候補者及び監事候補者として、同じ者に投票することはできない。

(当選人の決定)

第7条 投票の効力は、別に定める細則にもとづき選挙管理委員会が判定する。

2 会長候補者及び監事候補者は、有効得票数が上位の者から選出数までを当選人とする。

3 選挙理事候補者は、会長候補者及び選挙理事候補者の投票を合算して、有効得票数が上位の者から選出数までを当選人とする。ただし、会長候補者の当選人は除く。

4 有効得票数が同数のため、当選人と次点が区別できないときは、選挙管理委員の立ち会いのもとに、選挙管理委員長が抽選を行って当選人を決定する。

5 選挙管理委員長は、当選人に対して、書面又は電磁的方法により役員就任の承諾を求めものとする。

6 当選人から、病気、長期海外出張などやむを得ない事由により役員就任の承諾が得られない場合は、第2項、第3項、第4項の規定に従って順位を繰り上げて当選人を決定し、第5項の手続きをとるものとする。

7 第5項の承諾を得た者を、次期の会長候補者、選挙理事候補者及び監事候補者とする。

(氏名等の報告)

第8条 選挙管理委員長は、前条第7項の者が確定後1週間以内に、その氏名及び所属機関を、候補者の区分ごとに、複数の候補者は氏名の50音順に整理して、書面又は電磁的方法により会長に報告しなければならない。

(選挙管理委員会への委任)

第9章 この規則に定めるもののほか、選挙実施及び当選人確定に必要な事項は、選挙管理委員会が決定する。

(選出規則の改正)

第10章 この規則の改正は、理事会の議をへて、代議員総会の承認を得て行う。

附則

1 この規則は、○年○月○日から施行する。